



平成 30 年 3 月 14 日

各 位

会社名 ハイアス・アンド・カンパニー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 濱村 聖一  
(コード番号：6192 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役執行役員 西野 敦雄  
経営管理本部長  
(TEL. 03-5747-9800)

### 株式交付信託 (BBT) の導入 (詳細決定) に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 6 月 14 日付「当社取締役及び監査役に対する新たな株式報酬制度の導入に関するお知らせ」にて、当社取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含みます。以下「取締役等」とし、特に注記が無い場合は同様とします。）に対し、信託を用いた新たな株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決定した旨をお知らせし、本制度の導入に関する議案が平成 29 年 7 月 28 日開催の第 13 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において役員報酬として決議されました。本制度に関しましては、その後、平成 30 年 1 月 19 日付「当社取締役及び監査役に対する新たな株式報酬制度の導入時期等変更に関するお知らせ（変更）」にて、信託契約日等の変更についてお知らせしておりましたが、本日開催の取締役会にて、その詳細について決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本制度の概要

本制度は、その概要を平成 29 年 6 月 14 日付「当社取締役及び監査役に対する新たな株式報酬制度の導入に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社の取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が定める役員株式交付規程に基づいて、各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式を取引市場で売却した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて各取締役等に対して交付されるという、株式報酬制度です。

取締役等が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として、信託期間中の毎年所定の時期及び取締役等の退任時とします。当社は、本制度の導入（詳細決定）に際し、「株式交付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」（本制度に関して信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の仕組みを用いることとし、下記 2. の概要にて、みずほ信託銀行株式会社と信託契約を締結することを決定いたしました。

## 2. 本信託の概要

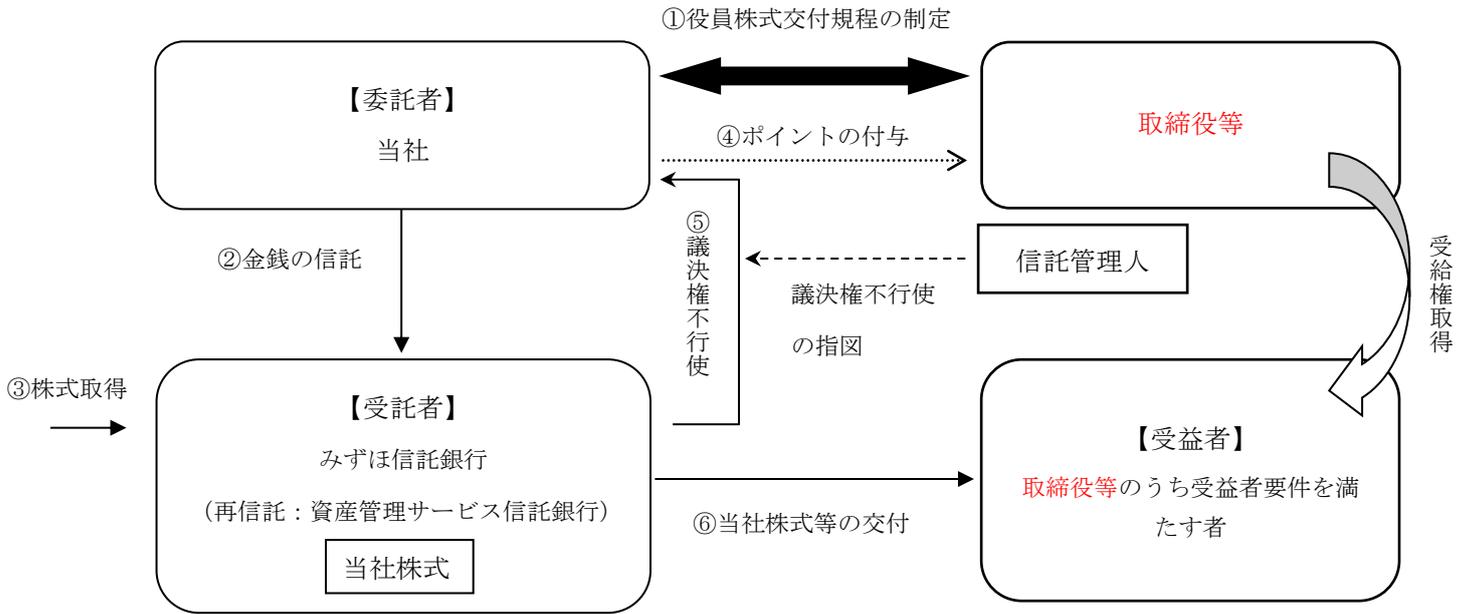
- (1) 名称 : 役員向け株式交付信託 (BBT)
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者: 資産管理サービス信託銀行株式会社)
- (4) 受益者 : 取締役及び監査役のうち受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社及び当社役員と利害関係のない第三者を選定する予定であります
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) 本信託契約の締結日 : 平成 30 年 3 月 30 日 (予定)
- (8) 金銭を信託する日 : 平成 30 年 3 月 30 日 (予定)
- (9) 信託の期間 : 平成 30 年 3 月 30 日 (予定) から平成 32 年 10 月 (予定) まで  
(ただし、信託終了日より 3 か月以上前に委託者又は受託者から書面による特段の申し出がない場合は、当該信託期間は、更に 3 年間延長されるものとし、以後同様とします。)

## 3. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額 : 80,000,000 円
- (3) 取得株式数の上限※ : 450,000 株
- (4) 株式の取得方法 : 取引市場より取得
- (5) 株式の取得期間 : 平成 30 年 3 月 30 日 (予定) から平成 30 年 5 月 31 日 (予定) まで

※取得株式数の上限は、本株主総会において決議された付与ポイントの上限、平成 30 年 3 月 1 日に効力が発生した株式分割、及び株価の変動可能性等を考慮の上、決定しております。

#### 4. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式交付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて取得します。
- ④ 当社は、「役員株式交付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等のうち「役員株式交付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。ただし、取締役等が役員株式交付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合に相当する株式について取引市場で売却し、金銭を交付します。

以上